

三井八郎兵衛高利記『諸法度集』について

——延宝期江戸呉服店の店式目——

三井礼子
山口栄蔵

一 史料について

- 二 延宝元年の「定」
- 三 延宝三年の店式目
- 四 延宝四年の店式目
- 五 解説
- 1 筆者三井八郎兵衛高利
- 2 江戸本町一丁目の開店
- 3 「定」の日付について
- 4 連判の手代
- 5 本文について
- 六 二丁目店の新設と駿河町への移転
- 七 むすび

一 史料について

ここに紹介する史料は、昭和三一年（一九五六）、京都市中京区油小路通二条下ル二条油小路町二八八番地にあった北三井家（三井總本家）の土蔵を整理の際発見され、現在三井文庫に保管されているものである。

原本は美濃紙二つ折り、紺色の表紙（縦二八センチ、横一九・五センチ）を付し、『諸法度集』と張り紙があつて、全体で三五丁、墨付が三一丁、白紙四丁（延宝元年のものと三年のものとの間に二丁、終りに二丁）である。延宝元年（一六七三）八月一〇日付の「定」と、延宝三年八月二五日付および同四年七月付の三つの箇条書が綴じ合わされている。いずれも江戸店に宛てられた「店則」というべき内容である。署名は三井八郎兵衛であるが、筆蹟からみて自筆ではない。いずれも花押を欠

き、延宝元年の分には「勢州」、同三年の分には「勢州より」と肩に記されている。ことに延宝元年の定書の末尾には江戸店

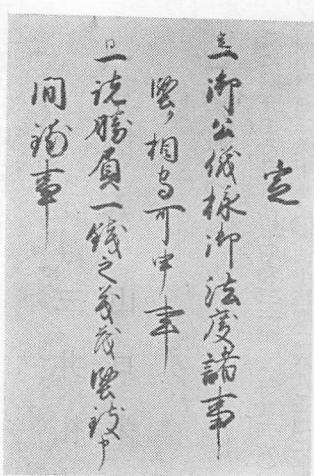
の店員の承印連署がある点から推測して、八郎兵衛が松坂から江戸店に書き送ったものを江戸店で体裁を整えて書き写し、それに手代らが連判して、京都に送り届けた（松坂を経てか、直接かは判然しない）ものが、北三井家に保存されたと考えられる。

右「定」は、『稿本三井家史料』（三井家編纂室、明治三六年一〇月一大正五年一二月、一九〇三—一九一六）編纂当時はまだその実物が見出されず、その「高利編」にも収録されていない。わずかに江戸本町二丁目店新設当時江戸においてすでに「売用家法の式目」を制定したことがあると伝えられていただけであって、その後における編纂室および三井文庫の調査においても、高利二五〇年祭（昭和一八年五月）記念のための再調査においても、現われることがなかった。その内容は、戦後発見の後、中田易直著『三井高利』（昭和三四四年、吉川弘文館刊）に若干部分を省略し、口語訳の形で紹介されているだけであるから、ここにその全文を掲げ、若干の注記を加えることにする。

二 延宝元年の「定」

『諸法度集』卷頭に収録されている延宝元年八月の「定」の全文はつぎの通りである。ただし、各箇条に付したかつこ入り

〔写真1〕『諸法度集』。右——表紙、左——第一頁。



数字の番号は紹介者が便宜上付けたものであり、また、一つ書きの上にある「定」、「同」、「商」、「○」などは原本にある後筆の書き入れである（ただし「○」印は印刷の都合上、*印で示す）。

三井八郎兵衛高利記『諸法度集』について（三井・山口）

(1) 定	(2) 同	(3) 定	(4) 同	(5) 同	(6) 商	(7) 定	(8) 定	(9) 定	(10) 同	(11) 定	
一御公儀様御法度諸事堅ク相守可申事 一諸勝負一錢之義も堅致申間鋪事 一手代共人請口合堅立申間敷事	一手代共ハ不及申下男ニ至迄請人無之者抱申間鋪候、 尤初置申者ハ五日三日之義不苦候、夫とても随分置 申者ニ候ハ、早々 ⁽²⁾ 請状致させ可申事	一手代共無油断於情を出者半年宛ニ可申越候、一兩年 も無相違於相勤者褒美をとらせ可申事	一手代共我僕ニ親類知人不寄無断壳掛仕間敷候、相談 之上ニ而皆々合点仕候ハ、覚 ⁽³⁾ 之事	一手代中喧咶不致様ニ急度可申付候、若於致は老次第 に堪忍いたししつめ可申候、若それとても一人傍輩 中あしき有之候ハ、みな ⁽⁴⁾ あきなひのかひに成申 事ニ候間ひまを出し可申事	一手代共私に金銀持候事一錢も無用ニ候、此方へ預ケ 可申候利ニ而棚江入置可申遣候、若夫とても手前に 持申者候は私欲同前ニ候間早々隙を出し可申事、何 様ニも遣之義ハ其分立申事ニ候ハ、遣可申事 ○傍報の部分は貼紙、その下は「附出し可申候」の六字。	一小遣之儀ふとうニてハあしく候間定之外より多遣申 間敷候、若覺別入用之事候ハ、相尋 ⁽⁵⁾ 仕配え相談之上 ニ而致可申事	一勢利物失候ハ、吟味之上其者之小遣に付可申候、棚 有帳之うせもの候ハ、仕配人之小遣に付可申事 一少之義ニても手代ともほまらあきなひ堅いたし申間 敷事	一壳子吟味致取候共其人の方より町せりものさせ申間 敷候、手前よりとり遣可申事	一私知音知付の方ニ而金銀借りつかひ申間敷事 一子共あしき友と不及申傾城狂又者博奕一錢之義ニて も致候は片時も急上方へ可申越候、兄弟多候間少に ても左様之義於有之者勘当いたし追払可申候、若支 一無断何ニ而も預り物致申間敷事	* 一昼夜無断商外一節出候事堅致させ申間敷事 一断申いつかたへ出候共又者先よりいたし申ましき事 一屋敷壳懸少も仕間敷候、併前壳など仕候而一日二日 置申義者覚別之事、然とも屋しき持参仕候者若掛ニ 致候は其者之小遣ニ付越し可申候、屋敷へ參候共不 断宿ニ居申衣類にて支配人に至迄左様ニ致可申事 とも絹之着物古ク候共式ソ裕考ソより外ハ堅持不申 様ニ可致事、木綿着物ニても目ニ立申様ニ備申間敷	
(12) * 定	(13) 定	(14) 定	(15)	(16)	(17)	(18) *	(19) 定	(20)			
一昼夜無断商外一節出候事堅致させ申間敷事 一断申いつかたへ出候共又者先よりいたし申ましき事 一屋敷壳懸少も仕間敷候、併前壳など仕候而一日二日 置申義者覚別之事、然とも屋しき持参仕候者若掛ニ 致候は其者之小遣ニ付越し可申候、屋敷へ參候共不 断宿ニ居申衣類にて支配人に至迄左様ニ致可申事 とも絹之着物古ク候共式ソ裕考ソより外ハ堅持不申 様ニ可致事、木綿着物ニても目ニ立申様ニ備申間敷	一断申いつかたへ出候共又者先よりいたし申ましき事 一屋敷壳懸少も仕間敷候、併前壳など仕候而一日二日 置申義者覚別之事、然とも屋しき持参仕候者若掛ニ 致候は其者之小遣ニ付越し可申候、屋敷へ參候共不 断宿ニ居申衣類にて支配人に至迄左様ニ致可申事 とも絹之着物古ク候共式ソ裕考ソより外ハ堅持不申 様ニ可致事、木綿着物ニても目ニ立申様ニ備申間敷	一衣類木綿着物木綿帶より外者着申間敷候、嗜に持候 とも絹之着物古ク候共式ソ裕考ソより外ハ堅持不申 様ニ可致事、木綿着物ニても目ニ立申様ニ備申間敷	一小遣之儀ふとうニてハあしく候間定之外より多遣申 間敷候、若覺別入用之事候ハ、相尋 ⁽⁵⁾ 仕配え相談之上 ニ而致可申事	一勢利物失候ハ、吟味之上其者之小遣に付可申候、棚 有帳之うせもの候ハ、仕配人之小遣に付可申事 一少之義ニても手代ともほまらあきなひ堅いたし申間 敷事	一壳子吟味致取候共其人の方より町せりものさせ申間 敷候、手前よりとり遣可申事	一私知音知付の方ニ而金銀借りつかひ申間敷事 一子共あしき友と不及申傾城狂又者博奕一錢之義ニて も致候は片時も急上方へ可申越候、兄弟多候間少に ても左様之義於有之者勘当いたし追払可申候、若支					

配人ニても棚をもたるもの談合致かくし不申越ニお

ゐてハ其者とも同罪にいたし可申事

定一子とも者不及申手代とも商仕方江取入申ために博奕

傾城狂すこし之義ニても仕間敷候、何程商致候とて

も無用ニ候、若相背候ハ、出し可申事

定一うさんなる買物たどひ請人有之候共買申間敷事

*一脇元懸指引より延し候て売申間敷候、買手衆江も不

売前に其断急度可申候、其上ニテ延候ハ、假不通ニ

罷成候共せり立掛銀取可申候、無左候は式銀に罷成

候間堅ク相究商可仕候、少ニても済口あしきかたハ

取切諸元掛申間敷事

(24)一壳子同しハ取申事無用ニ候手前より売掛よりいやな

る物ニ候、若壳子慥成義候共手前より売候より念を

入朝暮其者之売所吟味いたし可申候、同しハ無用ニ

可仕候、其者之商致中死うせ無仕合者請人有之候而

も此方之難義に成申事ニ候

一手代とも家内ニ而毎月朔日十五日廿八日兩三度夜ニ

入町売賄売前売相談致可申候、日之義ハ其元ニテ雨

などふり候晚毎月三度宛商之相談可仕事

右之通堅ク相守可申候、皆々承届ケ候ハ、銘々連判

可致候、此書立之通ニ一色ニても相背候ハ、一日も

抱置申事堅無用ニ候、為其連判如此ニ候

延宝元年 丑八月十日

勢州 三井八郎兵衛

江戸 老町目棚惣中

(花押) (15) 九郎兵衛

奥書之通承届ケ仕配人

(支) 同前ニ仕候 己上

理右衛門 (花押) (15)

治右衛門

新兵衛

惣兵衛

重右衛門

吉兵衛

太郎兵衛

左兵衛

嘉兵衛

六兵衛

勘兵衛

三太郎

三十郎

注

(1) 人請——身元保証。口合一口をきいて保証にたつこと。

(2) 請人——保証人。請状——保証書。

(3) 棚——ここでは店(たな)と同義。

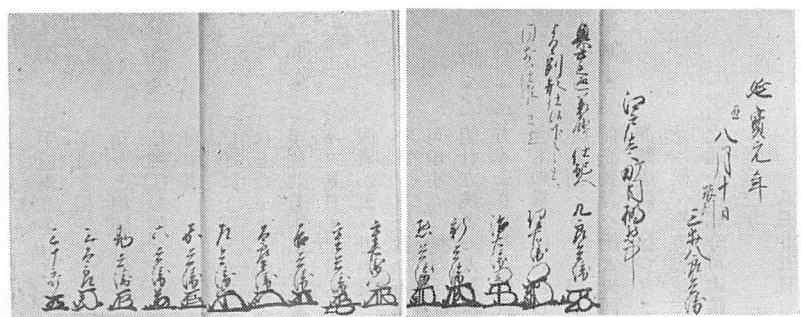
(4) 屋敷——ここでは武家屋敷の意。

前売——店前売ともい、店頭で現金売をするこ

と。

三井八郎兵衛高利記『諸法度集』について（三井・山口）

- (6) 勢利物——せり売り商品。せり商いは主として「売り子」・「せり子」によって行なわれた（延宝三年定第一
三条参照）。
- (7) 棚有帳——在庫帳。
- (8) 売子——一定の店の専属の雇い人ではなく、諸方の
店の商品を預つて売ることを業とした者をよんだよう
なうこと。
- (9) 売子——一定の店の専属の雇い人ではなく、諸方の
店の商品を預つて売ることを業とした者をよんだよう
ある。
- (10) 脇売——商人売
り。同業者すなわち
ここでは呉服屋に売
ること。
- (11) 済口——支払勘
定。
- (12) 取切——品物を
ひきあげ…。
- (13) 町売——武家屋
敷売りに対して町家
のとくい先にもち廻
- 店前売は二丁目店ができてから始めたよう『商売記』
には記されているが、この頃すでに小規模ながら行なつ
ていたと見える。『商賣記』にいう。本町二丁目に新店
を出してのち、「一、次第に店商多く成後には店前売を
仕はじめ精出し屋敷方衆中現金買に被參候其節前売致候
店は伊豆藏扱は以前より本丁二丁目下店に前売少々宛致
候其外は町見世店或は屋敷店迄にて在之候」。その頃伊
豆藏と本町二丁目の淨貞店などでも前から少しはじめて
いたという。



かな規制がもうけら
れたのであろう。
「売子」の収益は今
のセールスマンのよ
うに歩合制度だった
のではないかと思わ
れるが、歩合などの
ことは明らかでない
(第二四条、延宝四
年式目第一四条参
照)。

(10) 脇売——商人売
り。同業者すなわち
ここでは呉服屋に売
ること。

(11) 済口——支払勘
定。

(12) 取切——品物を
ひきあげ…。

(13) 町売——武家屋
敷売りに対して町家
のとくい先にもち廻

つて売ること。

(14) 町売・脇売・前売——しばしば併記される当時の主要な販売方法であった。

(15) 奧書の署名および花押は、写真参照。

三 延宝三年の店式目

延宝三年（一六七五）八月二十五日、ふたたび松坂から、元年「定」の補足と思われるものを送っている。ひきの一四箇条である。

(1) 商 一親に孝行にいたし可申事、但假親果候共何迄も存生

(アマノ) 之通相守可申候、但親孝行成者ハ主ヘハ忠をなし商

之みち無油断勤者孝之至也

(2) 商 一兄ハ弟を恵弟ハ兄を敬たかひに日月のことく相守可

申事、此ニ色のとぞり背たる者ハふかうのいたり也

一不叶儀有之候共大酒堅無用ニ候、少ニ而も醉申もの

猶以無用可仕事

(4) 商 一棚算用之義冬夏之仕切何時に仕廻候様ニ相究置可申

候、残物を六月と霜月と一年に二度宛書立致越可

申候、帳とも役付を其元ニ而可申付候事

一毎年四月五月霜月極月此四ヶ月之内手目入合高キ

売物見分富沢町へ出し仕舞物に何ほど成共売払可申

一手前商之外或買置又者諸事あきなひを一節仕間敷事

(7) *

一手前集り金有之候て両替之外借金ニ致候は中川清三郎殿と相談致借可申候、清三郎殿留主ニ候は手代棚預りと相談可仕事

(8) 定

一仏神江參候とてあしき事出来仕者ニ候間其義氣を付可申事

(9) *

一二季に上下とも爻五所宛いたし可申候そのはかハ何ほとなりとものそみ次第に可仕事

(10) *

一手代共若相煩候は薬を五服か三服か用けんきなく候ハ、五日も十日もくすり引見可申候、様子見合又者医者がある可申候、大方者くすり無用ニ候

(11) 定

一へんくと致たる気色相煩候ハ、早々上方へのほせ可申事

(12) *

一能針立候者一人知ル人罷成不斷針にて養性可仕事一方々よりせりもの致仁多キ時分ハ一人宛目のかしこきもの横目にいたし棚に居申様ニ御申付可有候、無左候而ハうせもの多可有之事

(13) *

一前完致者ハ能太夫同意に候第一わきよくなく候てハ商難成候、扱つきくの者太誠笛ニ而はやし申と同意ニ候、惣方思ひやひ朝暮心に懸可申事

右之通心掛相守可申候 以上

延宝三年

八月廿五日

勢州より

三井八郎兵衛

注

(1) 仕切——損益計算。書立——書きならべること。

(2) 手目入——出目入、利益。

(3) 高き売物——札かけ高い商品。売値を高くしてある商品。

(4) 富沢町——古着屋の町。富沢町の古着市は、慶長の頃から続いて、日本橋の魚市、神田多町の菜市と併称され、富沢町の朝市の名は江戸に高かつた。『落穂集』によれば新開の江戸に諸方から盜賊が入りこんだとき、盜賊の頭鳶沢なる者が召捕されたが、一命を助け、逆に盜賊説議の役を命じた幕府の恩典に感じて改心し、古着商となり、旁々輩下を指揮して隠密の役にも当つた。その際給せられた草地を開いて古着店を設けたのが起源だといふ。のち鳶沢を改めて富沢といった。現在中央区日本橋富沢町の地(『日本橋区史』大正五・九。『新日本橋区史』昭和一二・三。『日本橋区史参考画帖第二冊』寛保沽券図附図拾五枚之内十一。『中央区史』上巻、昭和三三・一二)。大伝馬町の東南、人形町の東北。古着市は明治一四年神田岩本町に移転した。駿河町から東へますぐのところ。

(5) 手前商——自分のうちの商売、すなわちここでは吳服商。

(6) 中川清三郎——高利妻かねの甥。江戸本両替町に店

をもつていた両替商(『三井家譜草稿』三井高蔭誌)。

四 延宝四年の店式日

前方申越候儀と同し事も可有之候得共又書載下シ申候

一前売ハ不及申町壳脇壳隨分情出(精)し可申候事

一外江商に出候者家に居申者ニ売物帳に付させ改め請取可參事、並帰り候はあらためさせ帳面其日に消さ

せ可申事

一手代共外へ商に出申者ハ不及申家に居申者も売(1)へぎ

は不及申売錢の儀ニテ候共ほまちあきなひ致申間敷

事

一懸とも無油断集可申候、並見銀日切之金銀有之候は

せり立候而日限致相違不申候様ニ取可申候、致油断

候而延引候ヘハ以後惡歎候

一方々掛取ハ不及申ニ外へ商に出候者先々ニ而金銀取

候は何程開敷事候共其日に金銀相渡シ入帳ニ付させ

帳合可致事

一金銀請取入帳に付申ものも何ほどいそがわしき事有

之候共致吟味あらため帳ニ付可申事

一前売帳壳箇月に三度宛算用いたし入可致事

一棚のうり物とも何によらずそこね不申候様ニ取あつ

かい可致事

- (9) * 一売物之内ニ悪敷成候もの有之候は外ニ櫃壺つ拵置ゑ
り出し何程にも致相談払可申事
- (10) * 一何によらず沢山に在之候而三十日も売かね候物は見合払可申候、又京の買直段より損參候事に候は致談合是をも払可申候事
- (11) * 一手代共外へ商ニ出候とてあしき處江參候事堅致申間數事
- (12) * 一手代共之内に見廻申度方有之候は内ニ用所ハ不及申自分之用所有之候共商の隙を見合、(支配) しはいたし候者に相断參可申候事
- (13) * 一手代共親類は不及申本国本之者にて御座候共壺錢の掛商も致申間敷候、一夜の間かけさせ申事も堅成不申候、見銀にて候はあきなひ可致候、手代共親類逢に參候ともとをりへ出又表へ出又は裏棚へ出逢申事無用ニ候、棚之内ニて商之構に成不申候處に置あひ候而かへし可申事
- (14) * 一脇売之売子共弥致吟味うり可申候、拾貰目があきなひ致候て壺貰目之損銀參候か又ハ銀子延候て約束之通相済不申候へは大分之損銀立申事ニ候
- (15) * 一しへい致させ候者ハ不及申ニ子共迄何方へ參候とも家に居申おもたるものに急度相断出可申事
- (16) * 一手代共壺錢之諸勝負吉原狂ひさかい町⁽²⁾狂ひ堅仕間敷候、其外深川茶屋はしへいらやせど屋ニ居申かけ

- (17) * 一物買衆家ニてふるまひ申候とも又先々にて振舞申候とも大酒致させ申間敷候、先様手代衆にても候へハ主人きらひ申事ニ候其者も迷惑いたすものに候一前壺町賣脇売隨分情出(精)シたとひ方々へ為見置手前に無之物にても有之候様ニもてなし少もきつしくニ無之候様ニ可仕候、並に前壺參候は人々に氣をつけられず申候様ニ可致候、両町ハ不及申ニ奥賣(7)いつれもせり子ニ先々よりせり參候賣物と手前之壺のと一所に取ませ候而とられず申候様ニ吟味可致候、先第一よみて帳付吟味可致候、勿論そばに居合候者賣物出し候者も氣を付うせもの出来不申様ニ可致候事

(21) * 一手代共之内に心入あしき者有之候は少の事にても見付次第ひそかに一度いん可申候、惣手代共之申事少も聞入不申候は早々我等方迄成とも又ハ八郎右衛門方へ成とも可申越候、此方より急度可申付候事

(22) * 一古参之者にて御座候共若輩たる者ハ新参たりといふとも年寄たる者ならはうやまひ可申候尤新参は古参を敬可申事

(23) * 一商事よく致候而諸事情出シ申者ならは新參古參にハより不申候、取立申事ニ候

(24) * 一手代共屋敷入用之物有之候而商物持參仕候共木綿着物にて商物ふろしきに包ミ自身持參可申候、若おもく候而もたれ不申候は男にもたせ可參候、大方ハ自身持參可申候事

(25) * 一人を振舞候時五人七人十人御座候共亭主堺人ニて仕

又ハ諸事棚之かつて惡敷事有之候は見付次第ひそかに一度いん可申候、惣手代共之申事少も聞入不申候は早々我等方迄成とも又ハ八郎右衛門方へ成とも可申越候、此方より急度可申付候事

(26) * 一手代共之内に心入あしき者有之候は少の事にても見付次第ひそかにいはい之者に申きけ急度せんざく致させ可申候、左様之心入惡敷もの在之候へはちかい物うせ物有之者ニ御座候、左候へハ惣手代之難儀にて候能々たかひに氣を付相つとめ可申事

(27) * 一うり物完切候物手帳ニ付注文登せ可申候事

(28) * 一手代共いつれも中能相つとめ可申候、堺人とあいさつ悪敷者ハ惣手代共と中あしきものにて御座候、其段能々しはい之者見分ケ急度可申付事

廻可申候、ていしゆ多く候へハ酒もりに成其上勝手に大分物入遣多く成申ものにて御座候、亭主之儀ハ時之品により可申候、右之段不斷心懸可有事ニ候延宝四年 三井八郎兵衛

辰七月吉日 江戸棚惣手代中

注

(1) 売へぎ(売り剝ぎ)——他人のものを売つて、その代金の一部を勝手に自分のものにすること。

(2) 堀町——ふきや(葺屋または吹屋)町とともに古くから「繰り見せ物」、「狂言つくし」、「放下」(田楽から転化した曲芸)の品玉(てじな、弄玉)、「綱切の曲」を業とする者たちがより集つた歓樂地であった(『江戸鹿子』卷五、貞享四年)。堀町狂ひ——役者狂い。

(3) はしづく——江戸の端々。(4) 天神——湯島か。

(5) きつしく——律氣なさま、几帳面、杓子定規。

(6) 両町——本町と石町の同業者をさすか。『江戸鹿子』(貞享四年)卷五「諸職諸商人有所」に「吳服屋(本町堺丁)奥(同武丁目)」とあり、『日本國花葉集』(元禄10年)卷第7之下、武藏國の江府名、諸職商人の条にも「吳服

本町二丁メ石町二丁メ」と記されている。

(7) 奥壳——東北壳り。この頃すでに東北地方向けの商いが相当行なわれていた。『商売記』にもつぎのよう

記録がある。「一、宗寿被仰候者若き時分店にて奥筋え
売付の商人江上手を致し、売物高ク売却し候ハ、翌年よ
り注文上せ不申候、買口高ク在之故國方にても売不申我

しらずに商無之両方共の損に成候事度々覺在之候と被仰
候事」。

(8) セリ子——この条文からみると、本町店出入りの

「セリ子」は両町の商品を扱うのが主な仕事で、なお、「奥売り」(東北地方向け)を扱う者もあつたと考えられる。『商売記』に記されている「丁目店開店時の模様によると、「セリ子」は店に出入して、店内所定の簞笥の引出しなども自由に開け閉じし、店先でせりを行なつたようである。「売り子」もせりには参加しているから、両者の間に確然とした区別はつけられないが、「セリ子」の扱うものは「せりもの」に限られていたのである。

五 解 説

1 筆者三井八郎兵衛(高利)

署名の三井八郎兵衛は、歿後、『家伝記¹』などで元祖とよばれた三井高利のことと、三井家の家祖とされている人である。

高利は元和八年(一六二二)三井高俊の第八子として伊勢松坂に生まれ、延宝八年五九歳の早春、剃髪して宗寿と号するまで八郎兵衛と称した。いつから八郎兵衛を称したか、幼名があつたか、あつたとすれば何といったか、いずれも不明である。生

年も明記した史料はなく、元和八年(一六二二)は、京都真如堂⁽²⁾に納置してある高利の木像厨子の裡面に書かれた歿年(元禄七年五月六日 享年七十三歳)(一六九四)から逆算したものである。

なお、『三井家中興譜』(三男家第二代三井高方^{ナキ}へ宗億、一
六八八—一七四一、元禄元年—寛保元年九月二〇日)の草稿、
高^{カズ}⁽³⁾一八同家第四代高典^{ナキ}次男、第五代高雅^{ナキ}養子^ス写)に、「高
利 三井八郎兵衛 元禄七甲戌年五月六日於京都新町東山
真如堂葬行年七十三歳」とあり、『三井氏中興譜(系図)⁽⁴⁾』に
も、

八男 殊法世^{サニ}三歳ノ年産(元和八壬戌年生)
一 高利 三井八郎兵衛 京都新町六角住初松坂住

元禄七甲戌年五月六日死ス行年七十三歳
真如堂ニ葬ル 法名松樹院長督宗寿

と記されている。また、『三井家譜草稿』(松坂北家第四代三
井高蔵^{マツシマ}、天保二年)にも、「延宝八年改名宗寿^{歳六十此頃剃髪せらるるにヤ}元禄七年甲戌五月六日死歳七十三」とある。(元禄七年八一
六九四^レ七三歳とすれば延宝八年八一六八〇^レは五九歳で
ある)。

高利の祖父は越後守三井高安といった。家伝によれば、祖先は近江の六角佐々木氏に仕えた武士で、戦国末期に主家を出て流浪し、天正年中伊勢に住みつき、慶長一五年(一六一〇)

(一説には三年)八月二二日歿したという。高利の父は、高安の長子三井高俊で、通称を則兵衛といい、寛永一〇年(一六三三)九月六日(来迎寺墓碑記載)高利一二歳のとき、松坂に歿し、来迎寺に葬られた。法号は惠照院酉山道鏡居士。四男四女を生み、高利は四男あたり、末子であった。

『元祖より由緒書』⁽⁵⁾・『家伝記』⁽¹⁾によれば、父の歿後は母殊法に養育された。殊法は「女には又無比類賣買に名を得」、實際に三井家の基をつくった人だといわれている。

寛永一二年(一六三五)一四歳のとき、高利は母の指図で、金一〇両(慶長大判一枚)分の木綿を馬につけて、従弟伊豆蔵甚三郎⁽⁶⁾(一五歳)とともにはじめ江戸⁽⁷⁾に出て、兄三郎左衛門⁽⁸⁾が經營していた本町四丁目の呉服店⁽⁹⁾につとめた(『元祖より由緒書』・『家伝記』・『商元記』)。

寛永一六年(一六三九)一八歳のとき、それまでやはり長兄三郎左衛門の店で商いに従事していた三番目の兄三郎兵衛重俊⁽¹⁰⁾が松坂に帰ったので、それに替って、四丁目店を管理することになった。一〇年を経て、慶安二年(一六四九)、高利二八歳のとき、かねて松坂に帰っていた兄三郎兵衛重俊が亡くなつたので、長兄三郎左衛門の指図により、松坂に帰って母殊法の世話をすることになった。

松坂に帰った高利は、松坂出身の商人中川淨安の女かね(寿譲)を妻に迎え、つぎつぎ多くの子どもたちが生まれた(一〇男五女)。高利自身は松坂で、大名貸し、郷貸し(在貸し)、米

の売買等の独立の営業を営み、江戸本町二丁目の持家の家賃等をも加えて生計を立て、資産の増殖を計りながら、後になっていた。子どもたちがそれぞれ一五歳になると、長兄の江戸の呉服店に手代同様に見習いに出し、商人に仕立てるために心をいたし、手代たちも、これはと見こんだものを江戸店に預けたりして養成につとめたのである。⁽¹⁰⁾

注

(1) 『家伝記』——高平(高利長男、物領家第二代、法名宗竺)録。享保七年一月、七〇歳のとき。

(2) 真如堂——天台宗、真正極楽寺、京都市左京区浄土寺真如町一番地。高利以来三井家墓所と定められ、代々の墓がある。高利三男高治録『商元記』に、「一、宗寿御病中真如堂へ参詣其節御心付墓所真如堂に可被成段被仰置候是は末々子孫為參詣大雲院などゝは遠景地も宜第一尊き如來其上中共參詣をのづから保養にも成可申由旁以思召付候と被仰置候事」。

(3) 高一^{タケ}——二男家第四代高典^{アキ}(延享三年—文化八年、一七四六—一八一一年)次男、善三郎、享保二年(一八〇二)惣領家第六代高祐の養子、高四郎と改名、文化四年(一八〇七)二男家第五代高雅の養子、次女野志と結婚、文化五年野志病歿。文化六年次郎右衛門と改名、文化七年家原政昭次女美登入家結婚。文政元年(一八一八)家出別居、同八年高祐から離縁に付き一統不通、三

木宗左衛門と改名、天保一五年一一月死去。

(4) 『三井氏中興譜(系図)』——現存写本は、その後跋

によれば、文化一〇年五月、元方にあった記録を小野田孝本室寿詮(二男家第二代高勝四女との、元文四年九月一七日生(庶出)、寛延三年一月朔日小野田家第二代

孝紀の養女となつて入家、△小野田家初代孝俊は益田玄

春の男、高平の養子となり、後小野田家の後をうけて三

井連家に列する。宝暦三年一月二八日第三代孝本と

結婚、天明七年一二月二八日剃髪、寿詮と号す。文政二

年一二月二八日歿。△夫孝本は寛政七年歿△享年八一

歳、京都大雲寺に葬る。法名玄營(探室寿詮法尼)の差図で書かせたものが北家に所蔵されていたのを明治三七年

二月、三井家編纂室で筆写したものである。

(5) 『元祖より由緒書 幷惣領本家筋出生』——高利次

男三井高富(法名宗栄)編。宝永四年五四歳のとき。

「元祖」という用語は高利歿後、本書および『家伝記』

等において子息たちから高利を指した称である。現存本

は甲、乙二冊あり、原本は大正五年五月一三日、三男家から三井家編纂室に交付、甲は同年一〇月影写と記されており、乙は旧三井文庫の筆写である。ともに「清壹」と頭書きされているが、字体は異なる。

(6) 伊豆藏——雲出藏、射和藏、鎌田藏と並んで松ヶ嶋以来の松坂の古い商家の一つ。藏は屋号と同様。松坂は

古く保曾久美(細頬)といい、現在の位置より東北約一里にあつた。戦国の頃、織田信雄が城を築き、天正八年から松ヶ嶋と称した。天正一二年、秀吉の命によつて蒲生氏郷が江州日野から移り、同一六年(一五八八)、それより西南四五百ノ森に居城を移して松坂と改称した。天正一八年蒲生氏郷は会津へ移城、松坂は江戸時代には紀州徳川家の属地であつた(勢州三領の一)。氏郷が松ヶ嶋城を移したとき、城下の町人もことごとく松坂に移し、典型的な城下町を形成した。伊豆藏こと鈴木甚右衛門のことは『松坂権興雜集』「本町諸家之事」の筆頭に記されている。鈴木甚右衛門は一志郡雲出郷から来住、天正一二年秀吉の兵が町中を焼払つたとき、町人をひき連れて籠城、山田上部越中の館に隠れていたが日を経て帰住、二代甚右衛門のとき松坂に移住した。『三井家譜草稿』によると鈴木氏は永正一五年頃には一志郡伊倉津(雲出本郷近里)に住し、「元伊藏豆と書しにや、彼家にては此地名の文字をうらうへにして、伊豆藏といふ屋号に用ひたるよしいひ伝たり藏は屋と同し意なり、松坂にも雲出藏射和藏などといふもあり伊豆藏は国名の名たるにもあらん」と書かれている。

鈴木氏は丹生村梅屋永井氏(高後室殊法の生家角屋永井の一家)の姻戚である。また『三井家系』(松坂北家所蔵本)等によると、高俊の妹妙体(または妙休)が伊

豆藏五代甚兵衛秀信に嫁ぎ、慶長一六年に亡くなつたので、そのつぎの妹清寿が後妻となり、多くの子（六名、あるいは男女合わせて一二名、あるいは姉の子と合わせて一八名）をあげた。『三井家系』では六人の男子が記されており、五男五兵衛、三男甚三郎の名がみえる。高利の従弟にあたるわけである。『松阪雜記』^亨（松阪北家所属）・高蔭の「伊豆藏法名調書断片」等によると、三男甚三郎定信は天和二年一〇月三日、六二歳で歿であるから、高利の一歳年長でこの記述と符合する。

(7) 三郎左衛門俊次（あるいは俊貞）——三井高俊長男。高利の長兄。慶長一三年生。通称三郎左衛門、のち淨真または味斎翁と称した。年少のころ、江戸に出て本町四丁目に小間物雜貨店を開き、やがて呉服物の販売も始めた。二十五、六歳になつて京都に上り、御池町に二階を借りて手代一兩人を指揮して呉服物の仕入を行ない、江戸の店で売らせた。しだいに繁昌して四丁目店のはかに本町一丁目、二丁目にも呉服店を開き盛況であった。店章に釘抜の形を用いたので後世釘抜三井家と称した。松坂の同族は俊次の成功を聞いて相次いで出府してその業務に当り、経営にもあずかつた。三郎左衛門の店が栄えたのもこれら同族の協力に負うところが少なくなかつたといえる。寛文一三年七月一四日歿、歳六六。

(8) 越後屋——松坂で三井高俊の妻、俊次・高利の母殊

法が、夫の死後も質、酒、味噌などの商いをゆだんなく勤め、だんだん酒などの売れゆきもよくなつたころ、城主古田大膳亮重治も酒を買つようになり、屋敷方の仲間、小ものまで「越後殿酒屋」とよぶようになった。越後守高安に因んだよび名であつた。それで大膳方から店名が越後殿では官名と紛わしいから越後屋に改めるようといわれ、越後屋の屋号がおこつたと伝えられる（『商元記』）。それで三郎左衛門俊次が江戸本町四丁目に店を開いたときも越後屋のれんを掲げたし、高利が本町に開いた呉服店も越後屋であつた。現存する一丁目店開店時の文書および当「定」にも越後屋の名は見えないが、二丁目店ができる、しだいに商売が繁昌したころ、兄三郎左衛門の店と同じ越後屋の屋号のれんも同じようなので紛らわしいから店の商標をかえたという。

「……日々商致繁昌申故親類共店ものふれんの書付越後屋と有之此方のふれんも越後屋と有之のふれん文所も同じ様成事に候故此方德意の侍衆聞伝へに見得候事は外一門共店にて後には越後屋と申紛らかし商致候然所ニ宗寿夢想にのふれんの紋を替候様にと慈母珠宝より告在之由にて其節丸之内に井筒に三文字に替被申候事則丸之内に三井と申道理の由被仰候事」（『商元記』）。商標に、丸に井桁三を用いるようになつたのはそのときからのことである。

(9) 中川家——先祖は伊勢国司北島の家臣。天正乱のとき、松坂から一里ほどの平村の民家に太刀一振を副えて

幼児をおき、自分は討死必定と立ち去ったという。そこの家主が養育して松坂で商家となしたという。のち、家

は繁昌して、元禄三年、両替御用を初めて仰せつけられたとき、中川清三郎はそのうちの一人となる。江戸本両替町に店をもっていた(『三井家譜草稿』三井高蔭誌)。

中川淨安は万治元年閏一二月一三日卒(『中川系図草稿』)。

(10) 高平・高富——一五歳(寛文七年、同八年)で淨貞四丁目店へ。三男高治——同じく一五歳(寛文一一年)で淨貞方本丁毫丁目店へ。四男高伴——同じく一五歳(寛文一三年)で京都店へ。伊勢徳右衛門——淨貞四丁目店へ。南部利右衛門——淨貞方二丁目店へ(『商売記』)。

2 江戸本町一丁目店の開店

寛文一三年七月一四日、京都にいた兄俊次(淨貞)が六六歳(あるいは六五歳といふ)で亡くなり、高利は江戸本町一丁目に呉服店を、京室町通薬師町に仕入店を開いて、高平、高富、高治、高伴ら息子たちに、協力して店務に当らせた。自分と長男高平(寛文九年から八郎右衛門)は京店にいて仕入れに当り、江戸店は二男高富に主宰させた。江戸の一丁目店は、越後屋庄

〔写真3〕 本町・駿河町・富沢町一帯の地図。
『新板江戸大絵図本』(寛文一〇年一二月)の一部。



本町一丁目 → 同二丁目、するが町

兵衛からの借地で、その規模は間口九尺奥行一〇間、手代、子ども、下男まで含めて十数人であった。元金は銀約一〇〇貫目。

家伝によれば、高平（宗竺¹、承応二年へ一六五三▽四月二七日生まれ、元文二年へ一七三七▽閏一月二七日歿）が伯父三郎左衛門の江戸・京の店に勤めた分の報酬の蓄積と、高利が所有していた江戸本町二丁目の家の宿代（家賃）が一年におよそ一五〇両上ののを一年分すなわち三〇〇両を加えて高平の元手とし、高富（宗栄、承応三年へ一六五四▽一宝永六年へ一七一〇▽五月五日）には、かつて高利が一歳で江戸に出たときに母から一〇両を与えられた吉例によって木綿代に金子一五両を与えたのと、その二口の金を五、六年間伯父の店に預けておいたのが、およそ四〇貫目ほどに増殖されていたので、それに新たに六〇貫目を足し、合わせて銀約一〇〇貫目を元手にしたのであった。これが家業の始まりであった。

一丁目店の開始時期は『商売記』⁽¹⁾には延宝二年と記し、『宗寿居士御由緒書』⁽²⁾には寛文一三年と記し、また『脇田藤右衛門寿居士御由緒書』⁽³⁾のよう万治年中としたものもあり、一致していないが、『三井清次郎手翰』⁽⁴⁾（寛文一三年八月二二日、江戸から京都にいた高利あて）によって寛文一三年（延宝元年）のことが証され、その年開店と考定されていた。

この式目の日付によって、江戸本町一丁目店の開店が延宝元年（寛文一三年）八月であったことが直接確認されたことになる。八月開店と同時に江戸店宛に送ったものであろう。日付は八月一〇日となっている。ただし、延宝に改元されたのは九月二一日であり、八月はまだ寛文一三年のはずであるが、延宝元年と記されているのは、高利が八月伊勢で執筆して江戸に送られている間に改元になり、江戸で清書するときにはすでに改元されていたので、その年という意味で延宝元年と認めたのではあるまいか。

『商売記』によると、開店の当初は、当時江戸の商店街の中心ともいえべき本町で、呉服店の大店舗が立ちならぶなかに、店もせまく、商品も十分なく、手代たちも恥をかく思いをしたような状況であった。

注

(1) 『商売記』——高利三男高治（法名宗印）錄。享保七年一月朔日。同書は追って紹介する予定。

(2) 『宗寿居士御由緒書』高利四男高伴記。享保一四年（一七二九）九月。

(3) 『脇田藤右衛門控』（江戸店支配人、延宝六年—元文五年）。

(4) 三井清次郎——次頁に示した三井清次郎系図参照。

則兵衛道鏡

高
室
俊

長井氏殊宝
延宝四年九月九日死

俊次
或俊貞 又俊賢 三郎左衛門

法名淨貞
延宝元年七月十四日歿

俊・俊近 三郎左衛門 紹貞
六右衛門 実重俊三男

重俊 三郎兵衛 净智

慶安二年己丑五月廿二日死歳三十六七イ

江戸老町目手代
己ノ正月状

九郎兵衛

利右衛門

新兵衛

次左衛門

九郎兵衛
理右衛門
新兵衛

（治右衛門）
惣兵衛
惣兵衛

仁兵衛
ぬす人

十右衛門

重右衛門
吉兵衛

少ぬノ字

○下略
高富平

〔三井清次郎系図〕

連判させた手代のことからみよう。

延宝元年「定」の「判形」の手代は一五名（つぎに記す『覚帳』によれば内二名は子どもへ丁稚）である。この連名の手代名を、延宝五年（一六七七）の高利自筆の『覚帳』に書かれた名簿と比べるに、数名のはかはだいたい一致する。延宝五年には手代一五名、子共四名、男二人になっている。

『覚帳』は表紙に「延宝五年九月吉日」、裏表紙に「三井八郎兵衛」と書かれ、縦一七〇ミリ、横七二ミリの小型のものである。表紙の実物大の写真が（稿本三井家史料 北家初代三井高利）にのせてある。『覚帳』の手代名簿は左のように記されている。

『覚帳』三井八郎兵衛、延宝五年九月

（見比べやすいやうに延宝元年「定」の連判で
それによるとみられる名前を下に記す。）

三井八郎兵衛高利記『諸法度集』について（三井・山口）

太郎兵衛	左兵衛	太郎兵衛
左兵衛	小兵衛	左兵衛
小兵衛	おい出し	（勘兵衛）
十兵衛	六兵衛	重兵衛
加兵衛	喜右衛門	嘉兵衛
六兵衛	持出シ	六兵衛
喜右衛門	忠兵衛	忠兵衛
子共ら	目くらい	目くらい
忠兵衛	ぬす人	ぬす人
三太郎	三太郎	三太郎
三十郎	三十郎	三十郎
男	三太郎	三太郎
六助	三十郎	三十郎
八助	三十郎	三十郎
なお、つぎのような控えものこっている。	（脇田藤右衛門控）（三井家編纂室題簽）	拙者下り候以後段々手代五六人子供武三人 下僕三人ニ相成申候
延宝六年午年下リ	後見	一表間口 壱丈 裏行 拾壹間 内式間ニ一丈台所
一本店本町一丁目南側藤右衛門籠下リ候節店人数左之通	九兵衛	5 本文について
支配人	七左衛門	はじめに掲げた本文のとおり、越後屋江戸店の式目は、延宝元年二十五か条、同三年一四か条、同四年二七か条から成っており、全体を通じてその内容はつぎの一〇項目に分類することができよう。
和右衛門	身持	一、公儀法度 二、人倫・道徳 三、雇傭規定 四、手代の
治右衛門	五、手代の行動・日常心得 六、店員の保健 七、商売の	実務心得 八、金銀の取扱いと記帳 九、商品の扱い 一〇、客の対応
重右衛門	八	（→ 公儀法度を堅く守ること 一か条（一の1））

この条文は多くの商家の家訓・店則に共通して冒頭に掲げられていることがらである。たとえば、松坂商人長谷川家の「綻

新兵衛
市右衛門
嘉兵衛
左兵衛
子供武人
男
嘉右衛門

法帳」（元文二年、一七三六）（『江戸商業と伊勢店』北島正元編著、昭和三七年、参照）、小野家の（京）「絹問屋定目」（寛延四年、一七五）、同井筒屋「覚」（年号不詳）（『江戸時代後期における井筒屋小野家の系譜と経営』上、宮本又次著、『日本歴史』第二一四号、参照）、大阪商人若狭屋「定書」の「覚」（安永二年、一七七三）、近江商人市田家の「定」（安永四年、一七七五）、谷口家「家定条目」（文政五年、一八二二）、伊勢商人川喜田家「店式目」（文化一三年、一八一六）、長井家「定」（文政一〇年、一八二七）、北総の堀切家の「覚」、名古屋の小川家の「定」（一八一〇、文化七年改訂の店方定書）、岡谷家の店則（天保七年、一八三六）等がそれである（宮本又次著『近世商人意識の研究』昭和一六年、参照）。

公儀法度すなわち支配者が定めた法令を守ることは、封建制度では一般に無条件の義務であつたし、商家が営業を維持していくうえには特別の留意を要するはずのものであつた。法度「違反」という口実からさえ、とりつぶしやそれ以上の罪科を招くかもしれないからである。商業資本は、本来、封建制度に寄生して成長しながらも、それが発展して経済上の勢力を大きにしたがい、封建経済構造そのものの分解過程を促進する要因として働き、情勢によってはいつでも反封建勢力に転じる可能性と危険性をもつておらず、為政者の警戒の目がたえずこの点に注がれていて、商業資本の利用政策とともに一貫して厳重な制圧政策がとられ、豪勢な商家がたびたびとり潰しに会った

ことは歴史が示すとおりである。ここに家訓、店則のはじめに公儀法度の遵守を掲げた意味を見とるべきで、それが武家家法の単なる模倣や常套の形式的文言ではないようと思われる。『宗竺遺書』（三井家旧家憲）第三条に「一、御公儀時々御法度之趣主人は不及申手代下々迄早速申聞せ堅相守可申候……」と特記したのも右の理由によるものであろう。その後数多く出された越後屋の式目類の冒頭にも必ず掲げられている。

注 『宗竺遺書』——三井高平。享保七年一月一日。父高利の元禄遺書を敷衍して、三井家家法を定め、同族に頒

つた。

〔二〕人倫・道德 二か条（二の1、2）

延宝三年の式目の条文のうち、商売上の指示が中心であることは商家式目として当然のことであるが、第一条が親孝行の勧めに始まっていることは注目に値する。孝行は封建道徳の基本であり、人間本来の道（人倫）であった。この道に誠実であれば主人に忠実であり、「商之みち」に精励することがまた孝に通じるというのが高利自身の考え方でもあり、店員たちへの教えでもあったわけである。第二条は、もちろん、肉身の兄弟間の関係だけではなく、店に勤める者の長幼間の序をただし、その間の恵・敬の道を説いたもの——それは経営の組織と運びとを正常に保つ道でもあつた。

こうして、この二か条は、当時の父家長的な商業経営の性質をその精神面から現わしているといえよう。

〔三〕雇傭規定 一か条（一の4）

商家が家族以外の他人を使用して営業を成り立たせていく以上、当然使用人の身元保証が確かでなければならなかつた（身元保証の伝統と思想とは現在も続いている）。延宝五年の高利『覚書』の手代名簿に載つてゐる手代・子供（丁稚）の中に、「ぬす人」・「持出し」などとメモされているのをみても、そのことが理解されよう。ここでは、使用人の人物保証に主要な関心がおかれてゐるが、一般に雇傭関係について一定の方式を定めたことは、将来雇傭関係を定式化し、いっそう整えて、經營を体制化する上で、重要な意味をもつてくると考えられる。

（四）手代の身持 一二か条——勝負ごとの禁止 四か条（一の2、20、21、三の16）手代同士の親和・喧嘩禁止 二か条（一の7、三の23）、遊女狂い禁止 四か条（一の9、20、21、三の16）、悪友との交際禁止 二か条（一の9、20）

このようないくつかの規定は、手代の私行や人間関係に細心の注意が払われたのは延宝元年「定」だけでなく、延宝四年にもくり返して強調されている。いまでもなく、経営の秩序と円滑な進展のためには、従業者相互の親和と信頼が要求されたし、また、私行上の放逸など身心のくずれがおよぼす営業上の支障を予防する必要があったのであろう。そして、その堅く厳しい戒しめには、一つは店員の育成方法、他方では父家長的な親身の配慮の跡がみとめられるべきではなかろうか。

〔四〕手代の日常心得 一八か条

所持金、小遣い、衣服、外出等に関する条文は、日常心得ともいすべきもので、元年が七か条、四年が一いか条を費して、いずれも質素で堅実な生活態度を手代たちに要求している。それは、店の金品を扱う者として、やがて商人として育つたために大切な生活規則であったはずである。さらに、一方では手代たちの健全な身持ちを保証する要件であり、他方では手代としての定型化を意味した。四年になると、親類、知人が訪ねてきたときの面会の仕方、国元の者でも掛壳の禁止など、そろこまかく定めてある。それに加えて、店内での人間関係、古参新参、老若間の秩序、不心得者の処罰方法、精勤者の褒美。抜擢のことなどにも説き及ぼされ、それらのことが經營発展のための重要な要素になつていくことを示していると見られる。

〔五〕店員の保健問題 二か条（二の9—12）

針・灸のこと、病気の際の薬・医者のこと、長患いの者は京に返すよう、など、細かい心がけが書いてある。このような配慮は経営上大切な、店員の保健、治療の方法や限度の指示（いわば、のちの厚生措置の一歩）だけでなく、やはり、父家長的な配慮につらなるものといえよう。

〔六〕商売上の事柄・実務心得 二〇か条（一の3、10、13、16—18、22—25、二の4—7、13、14、三の1—4）

これらの諸条目は、商売の仕方、手代の権限、接客法等にわたる実務面の根本の心得である。当然ながら、最大の考慮は商売上の危険性と損失を防ぐことに払われており、そのため呉服

もの以外に手を出すこと、「掛売り」、私の売買や保証・契約等を厳重に禁止または制限している。しかも、警戒心と責任を求めて、条目に違反する（武家屋敷への掛売り、商品紛失の場合等）ことで生じうる責任と負担とを当の店員に課していることが注目される。一見保守的、消極的なもののようにみえるが、武家への「掛売り」をとくに厳戒していること、「掛売り」を排して現金主義を方向づけたこと、毎月三回営業諸部門の会議（相談）制をとつて運営の統一を計つしたことなど、当時としては、むしろ先進的、積極的な方針であったと考えられる。

延宝三年の指示には、夏冬の決算・残品内容の報告・古着商へ処分のこと、などが補足され、同時に全員がつねにチームワークを保つべきことが説かれている。細かくいきとどいた注意はいずれも高利の綿密で健実な経営方針・機敏な商才と、また、江戸商いの状況についていつそう確実に掌握しようとする意図をうかがわせる。

「前売」・「町売」・「脇売」は当時の主要な販売方法であったとみて、延宝四年式目第一条にも第一九条にも並べて書かれている。第一条ではとくに「前売は不及申」と冒頭に記されている。延宝元年の「定」の終りの条にも連記されているが、そこでは「町売・脇売・前売」の順で記されている。最初は「町売」の方が主であって、延宝四年になると、「店前売」の方がより重要なになってきたことを示すものであろうか。

(八) 金銀の扱い、記帳のこと（三の2、4—7、20、22）

延宝四年の式目では帳面付けに関してとくに細かい厳重な指示がなされている。金品の出し入れと記帳を明確にしておくことは経営に計画性をもたらせるうえで、ますます重視されるようになったのである。七か条を費している。

九 商品の扱い 五か条（三の8—10、19、22）

商品の扱いそのものを具体的に細かく規定したのは延宝四年の分がはじめてで、五か条にわたっている。これによって当時の呉服商いの実際の様式と状況をうかがわせる。

十 客の対応 三か条（三の17、18、27）

延宝四年の条文ではじめて新らしく付加されたもので、他の商家の式目にはあまり類例をみない事柄である。^(註) 一丁目店開店後三年を経て、このような渉外的な定めが必要で効果をもつよう一段階にまでなったものとして注目に値しよう。

注 わざかに、つぎの例がみられる。島井宗室の遺訓一七か条（近世初頭）のなかに、「一、四十迄は人を振舞ひむ

だと人の振舞に終るまじく候」。名古屋玉屋町の呉服商水口屋小川家の「定」（文化七年改訂にかかる店方掲書）の第一條に「一、御客様江御酒差上候は、其節支配役江相断任指図可申候、銘々之心得を以賄方江申付候而は猥に相成不宜候尤麁慮に罷出候とも大酒致間敷并余り長座に不相成様此段能々相心得可取計候、勿論御客様より芝居其外茶屋等江御誘い被遊候とも品能く御断可申事」。

六 二丁目店の新設と駿河町への移転

高利の越後屋が本町二丁目に呉服店新店を増設したのは延宝四年であった。一丁目店がしだいに繁昌していったので、業務を拡張し、新店を次男高富（三歳）に管理させた。表間口九尺、奥行八、九間の構えで、はじめは支配人と手代六人、小僧二人、下男一人の規模で、四男高伴（一八歳）が京都から来て助け、そのうち延宝六年頃（二〇歳）からは兄に代つて二丁目店を主管した。淨貞の店も四丁目店の他に、一丁目店、二丁目店をもつていた。このように当時、大店は同じ本町通りに二つも三つも店をもつ風があった。

延宝四年の二丁目店開店は何月か不明であるが、店式目第三の日付が延宝四年七月になっているのは、二丁目店がその前後に設けられたので送ったものと見ることができる。宛先は「江戸棚物手代中」である（高利『覚帳』・『脇田藤右衛門控』・『商売記』・『商売之始並店名前控』・『松樹院殿手翰』・『宗寿居士文』・『南紀徳川史』清溪公（光貞）延宝三年条）。

江戸時代の商家には、たいがい家訓といわれるものがあり、また、それと別に家法、店式目、店則というようなものがある。家訓は家の歴史、子々孫々に伝えるべきこと、心得るべきことなどを記し、遺書の形のものはこれに属し、だいたい家族だけに聞かせるものであった。店則は商家の道徳、店内の制度、事務心得、接客法、会計法、使用人規定など細目にわたるのを常とし、これは一定の日に店員によみきかせたり、つね日頃壁や楣間に貼り出したりしたものもあり、店員に対して一條もたがわざ守らせるものであった。ある程度店と家との分離、

まれないほどの状況になつた。あたかも天和二年一二月大火があつて、本町通りはその災禍にかかつた。それを機会に、駿河町に家がみつかつたのをさいわい、内密にそれを買取り急に普請をして、天和三年五月、一丁目店を移転し、秋には二丁目店を引越した。間口七間半、奥行二〇間の規模をもち、「引札」を江戸市中に配つて、ここで「呉服物現金安売無掛直」による正札販売をはじめたのである。駿河町への移転については「御屋敷」の顧客たちも、他の商人たちも、他の本町呉服店との紛争の事情を承知していたので、越後屋を支持し、本町時代よりさらに顧客も集まり繁栄に向つたのであった。やがて貞享四年（一六八七）には幕府の呉服御用所を仰せつかることになる。（『店新設控』・『由緒書』享和三年）。

七 む す び

高利は一丁目、二丁目両店で、店前売の新商法を発展させ、現金取引、廉価販売をモットーとし、高富も手代ともに油断なく経営を進めていったので次第に繁昌していった。そのため、本町通りの他の呉服屋の嫉妬、反感を買ひ、仲間はずしにされたり、手代の離反工作をされたり、台所に汚物が流れこむよう仕組まれたり、あらゆる迫害をうけて、本町通りには居たた

家計からの経営の分離の段階を示すものであり、だいたい江戸中期以後に多いようである。もともとの両者ははつきりと区別されているとは限らず、両者の要素が、未分化のまま混在しているものが多かったが、まず先に家訓的なものができて、店が確立するにつれて店則的なものが定められるのを通例とした。

ところで、三井のばあいは逆であって、まず、この店式目ができる、しだいに経営が確立されていくにしたがって、家訓的な『宗笠遺書』・『家伝記』・『商売記』のいわば三部作ともいうべきものが作られたのである。これは、一つには、店を任せたのが二〇歳前後の息子たちであり、自分は江戸に滞留せず、松坂あるいは京都にて遠隔地から指図したためでもあろう。

江戸呉服店と同じ頃創設された京仕入店のために定められたものがあつたかどうか伝わっていないが、元禄八年（一六九五）になつて京店のための『家内式法帳』が定められた。高利が歿した翌年のことである。二〇歳で江戸店創設にあづかった二男高富（四二歳）が弟（六男）高好（三四歳）とともに制定に当つたものである。享保期にはいつて、前記三部作が草され、家訓と店則の二類に分離していくのである。その後店式目類は数多く定められている。この『諸法度集』は、現在までに発見されている江戸時代商家式目のうちでもっとも早期に属するものの一つとして紹介した。

参考史料

（三井文庫所蔵史料ならびに北三井家、新町三井家、松坂北家寄託史料）

『諸法度集』北一九。

〔三井清次郎手翰〕三井八郎兵衛宛。寛文一三年（一六七三）八月二二日。鳥二二。

〔宗寿居士文〕三井高利。次男高富宛。延宝三年（一六七五）一一月一九日。

〔松樹院殿手翰〕三井高利。高富・高伴（四男）・九郎兵衛（手代）宛。延宝三年一〇月二二日。

〔覚帳〕三井高利記。延宝五年（一六七七）九月。北六ノ四。

〔家内式法帳〕三井高富・高好（六男）録。元禄八年（一六九五）二月。本九四九。

〔元祖より由緒書 幷惣領本家筋出生〕三井高富編。宝永四年（一七〇七）。

〔店新設扣〕松坂北家所蔵本、寛文一三年から享保三年（一七一八）までの記事。

〔宗笠遺書〕三井高平。享保七年（一七二二）一一月。北三ノ三。

〔家伝記〕三井高平録。享保七年一一月朔日。

〔商売記〕三井高治錄。享保七年一一月朔日。

〔脇田藤右衛門控〕（江戸店支配人）。三井家編纂室題簽。延

宝六年—元文五年（一六七八—一七四〇）の控。

『宗寿居士御由緒書一名家記』三井高伴記。享保一四年（一

七二九）九月、付録一寳政一一年（一七九九）。原書は

北家所藏史料、抄本は松坂北家所藏史料。

〔別脇田藤右衛門扣一名三井家系〕万治年中—天明五年三月

（一六五八—一七八五）の控。脇田藤右衛門が記しておいたものを、脇田太右衛門が上京の節、元方に呈出。その控が脇田方に所蔵されていたのを、寛政七年（一七九

五）一〇月小野田淨光写。

『三井氏家譜』三井高業（南家第四代、延享四年一月八日—

寛政一一年四月二三日へ一七四八—一七九九▽）錄。

「享和三年亥閏正月京都御役所江指上候『由緒書』永一二

四。

『三井氏中興譜（系図）』文化一〇年（一八一三）、小野田孝

本室寿詮の命で写。明治三七年（一九〇四）、三井編纂

室それを写。

『三井家中興譜』三男家第二代三井高方（宗憲、元禄元年—

寛保元年九月二〇日、一六八八—一七四一）草稿、高一（カズ）

（三男家第四代高典次男、第五代高雅養子）写。高雅の

養子となつた文化四年（一八〇七）から、家を出た文政

元年（一八一八）の間と推定される。

〔商売之始並店名前控〕小野田孝嗣記。文化中頃—文政一一年（一八一〇—一八二八）と推定される。

『三井家譜草稿』松坂北家第四代三井高蔭誌。天保二年（一八三一）。

『三井一統松坂人別帳』三井高蔭（宝曆九年四月二二日—天保一〇年二月二四日へ一七五九—一八三九▽）錄。

『由緒書』天保八年（一八三七）。

『三井家系』西ノ内紙二枚続ぎ。鳥四三。

『御用承由緒書』江戸本店。享保二〇年—天保一四年（一七三五—一八四三）。本一〇七九。

『新江戸大絵図本』寛文一〇年一二月、遠近道印図引発行。

C六〇一一二〇。

『江戸鹿子』藤田理兵衛。貞享四年冬。C二一一五六。

『日本國花万葉記』不洗子。元禄一〇年（一六九七）四月。C二〇〇一四。

参考文献

『校松坂権輿雑集』全二、付図一。宝曆二年一一月、久世兼由撰述。大正七年一一月。三重県史談会。

『松阪雑記』亨、安永八年秋写、足立次郎右衛門鳥別三〇五。

『中川系図草稿』明治四一年一〇月調査、大正一〇年一一月二一日写。

『第一稿本三井家史料』三井家編纂室編。明治四二年九月。

「三井越後守高安」

「三井高俊」

「北家（惣領家）初代三井高利」

「北家第二代三井高平」

「北家第六代三井高祐」

「伊皿子家初代三井高富」

「新町家初代三井高治」

「新町家第二代三井高_ヲ方」

「同第四代三井高_ヲ典」

「同第五代三井高雅」

「室町家初代三井高伴」

「島居坂家第四代三井高蔭」

『三井家史談 第一編中西宗助の功績』三井家編纂室。明治

『日本橋区史』第一冊。東京日本橋区役所編。大正五年九月

一五日。

『日本橋区史』第二冊。寛保沽券圖。同右。

『殊法大姉行状』大正一四年九月、大姉二五〇回忌に際し、

三井文庫編。

『南紀徳川史』第一冊、「卷之七清溪公（光貞）、延宝三年

条」南紀徳川史刊行会。昭和五年一〇月。

『日本經濟史辭典』日本經濟史研究所編（日本經濟史研究所

紀要第二冊）、昭和一一年五月。

『宗竺居士行狀』昭和一一年九月、宗竺三〇〇回忌に際し、

三井文庫編。

『和紙談叢』昭和一二年二月。Z E 三。

『新日本橋区史』上巻。東京日本橋区役所編。昭和一二年三

月。

『新修日本橋区史付録 寛保沽券圖』同右。

『近世商人意識の研究』宮本又次著。昭和一六年一二月。

『宗寿居士行狀』昭和一八年三月。五月宗寿二五〇回忌に際し、

三井文庫編。

『中央区史』昭和三年一二月。東京都中央区役所編。

『三井高利』中田易直著。昭和三四四年一月。

『江戸商業と伊勢店』北島正元編著。昭和三七年四月。

（参照史料および参考文献の配列は作製および刊行の年次による）。